

副本

平成19年(行ウ)第648号ほか 開発行為許可処分差止等請求事件

原告 橘 充自 ほか

被告 渋谷区 外1名

準備書面(4)

平成20年12月16日

東京地方裁判所民事第38部合A1係 御中

被告渋谷区指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

河 合 由紀男

小 川 賢

下 村 光 男

藤 本 嘉 宏

松 嶋 範 行

木 村 孝

木 下 毅 彦

柴 田 寧 彦

原告らの平成20年10月15日付け第11準備書面、同日付け第12準備書面及び同日付け第13準備書面に対する認否・反論等

第1 平成20年10月15日付け第11準備書面について

1 同書面第1について

(1) 第1項の主張は争う。

(2) 第2項について

- ア 同項(1)は認める。
- イ 同項(2)第1段落は不知。
- ウ 同第2段落は認める。

(3) 第3項について

- ア 同項(1)のうち、都市計画法33条1項3号が概ね記載のように規定していることは認める。
主張は争う。
- イ 同項(2)のうち、第1段落は概ね認め、その余は不知。
なお、「都マニュアル」は甲84ではなく、甲83である。
- ウ 同項(3)のうち、第1段落は認め、その余は不知。

(4) 第4項について

- ア 第1段落及び第2段落は不知。
- イ 第3段落及び第4段落の主張は争う。

2 同書面第2の主張は争う。

第2 平成20年10月15日付け第12準備書面について

1 同書面第1について

- (1) 第1項は認める。
- (2) 第2項について

- ア 第1段落は、樹木の定義のうち、「地上1.6m」を「地上1.5m」に訂正のうえ認める。
- イ 第2段落のうち、「認定された」との部分は否認し、その余は認める。
記載の数値は、あくまでも調査の結果であって、積極的に認定したものではない。

(3) 第3項について

- ア 第1段落は認める。

イ 第2段落は概ね認める。

(4) 第4項は概ね認める。

(5) 第5項について

ア 第1段落は否認する。

樹林の定義のうち、「樹冠投影面積300㎡以上の樹木集団」は、必須要件であるが、かつ以下の「樹林下が土壌面であるもの」、「樹林構成樹種が自然性を有するもの」、「植栽樹種であっても、相当の年数の経過と林床に更新がみられるもの」、「区の保存指定を受けているもの」、「植生が複層化しているもの」の各条件は選択的要件である。したがって、被告渋谷区は、平成4年の調査対象樹林として、必ずしも「自然性」を有するものを選定していたわけではない。

これは、平成4年のみどりの調査が、みどりの実態を調査して政策に活かすデータとすることを目的としていたからである。

イ 第2段落のうち、渋谷区のみどりの調査の基準が東京都の「自然地と認定される樹林地」の定義に非常に似ていること、「自然性」が必要だという点で共通していることは、いずれも否認する。

上記アで述べたとおり、「樹林構成樹種が自然性を有するもの」の要件は選択的要件に過ぎない。

(6) 第6項について

ア (1)及び(2)は認める。

イ (3)について

(ア) 第1段落及び第2段落は認める。

(イ) 第3段落の主張は争う。

ウ (4)は認める。

第3 平成20年10月15日付け第13準備書面について

1 同書面第1、第3項について

ア 同項(1)、アについて

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落のうち、甲88の4頁及び5頁に、記載の記述があることは認める。

主張は争う。

(ウ) 第3段落ないし第5段落は認める。

(エ) 第6段落のうち、甲87の4頁に記載の記述があることは認める。

(オ) 第7段落及び第8段落の主張は争う。

イ 同項(1)、イについて

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落の主張は争う。

(ウ) 第3段落のうち、本件計画が地上3階地下3階構造とするための切土・盛土が予定されていることは認め、本件開発区域内で高低差が約10メートルに上る傾斜があることは否認する。

本件開発区域内にそのような傾斜は存在しない。

主張は争う。

(エ) 第4段落のうち、原告ダン・トーマスの住所が、3メートル程の擁壁を境にして5メートル前後の幅員の道路を挟んで本件開発区域と相対する北側の建築物であることは、認める。

主張は争う。

ウ 同項(1)、ウについて

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落及び第3段落の主張は争う。

エ 同項(2)、アについて

主張は争う。

オ 同項(2)、イについて

主張は争う。

カ 同項(2)、ウ、第2段落の都市計画法の規定に関する記載は概ね認める。

ただし、都市計画法33条1項11号は、「政令で定める規模以上の開発行為」、すなわち、40ヘクタール（同法施行令24条）以上の規模の開発行為について適用されるものであるから、1ヘクタールにも満たない本件開発行為には適用がない。

主張は争う。

キ 同項(3)について

主張は争う。

ク 同項(4)について

主張は争う。

2 同書面第1、第4項について

(1) 同項(1)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落の主張は争う。

(2) 同項(2)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落の主張は争う。

(3) 同項(3)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落の主張は争う。

(4) 同項(4)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落の主張は争う。

(5) 同項(5)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落の主張は争う。

(6) 同項(6)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落の主張は争う。

(7) 同項(7)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落の主張は争う。

(8) 同項(8)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落及び第3段落の主張は争う。

(9) 同項(9)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落の主張は争う。

第4 本件開発許可にかかる申請手続の状況について

- 1 平成19年3月23日、被告都市整備部都市計画課は、本件開発許可事前相談書を受理した。
- 2 同年12月26日、(株)日山社長の村上紀通(以下「(株)日山社長」という。)、本件開発計画の総合監修者である(株)メイズ・プラン社員及び(株)三菱地所社員が来庁した。これに対し、区長及び都市整備部長濱出憲治(以下「都市整備部長」という。)が対応し、計画プランについて既存樹木等の保存を中心に検討を要請したところ、(株)日山社長らは検討することを了承した。
- 3 平成20年6月2日、(株)日山社長及び(株)メイズ・プラン社員が来庁し、区長及び都市整備部長と面談した。この中で、区長らは再び既存樹木等の保存を中心に検討を促したところ、(株)日山社長らは、後日検討結果を持ち寄ることとなった。
- 4 同年9月22日、(株)日山社長、同社常務、(株)メイズ・プラン社員が、

来庁し、区長及び都市整備部長に対し、上記2及び3の要請に対して検討をすすめている旨報告をした。

- 5 以上のとおり、本件開発許可にかかる申請手続は、平成19年12月18日付け答弁書及び平成20年4月16日付け答弁書で述べた事前相談の段階から進展していない。